

令和7年度 豊川市子ども・子育て会議委員 名簿

資料1

委員

学識経験者	学識経験者(岡崎女子大学 教授)	シラガキ ジュン 白垣 潤	会 長	
法7条第1項に規定する子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	豊川市私立幼稚園協会(学校法人岡本学園理事長)	オカモト ヨシコ 岡本 由子		新任
	豊川市小中学校長会(東部小学校長)	オサダ トモユキ 長田 智之		新任
	豊川市保育連絡協議会(中部保育園長)	スズムラ カツヨ 鈴木 勝代		
	NPO法人とよかわ子育てネット(代表理事)	トヨダ ケイコ 豊田 恵子	副会長	
法6条第2項に規定する保護者	豊川市内私立幼稚園母の会(豊川幼稚園父母の会会長)	ハツリ サトコ 服部 智子		新任
	豊川市内保育園保護者会(平尾保育園保護者会会長)	スズキ ミキ 鈴木 美喜		新任
	豊川市小中学校PTA連絡協議会(家庭教育委員)	スズキ ユカ 鈴木 夕香		新任
公募による市民		イノウエ アリサ 井上 亜里沙		
		ヒロカワ カズミ 廣川 和美		
その他市長が必要と認める者	主任児童委員	スズキ タミ 鈴木 多美		

オブザーバー

豊川市子ども健康部長	キワダ トシヤ 木和田 聡哉
------------	-------------------

事務局

子ども健康部次長	キモト ヒデシ 木本 秀史
子ども健康部保育課長	ツムラ ケンジ 津村 賢治
子ども健康部保育課 主幹	シメズ ヤスコ 清水 靖子
子ども健康部保育課 課長補佐	スズキ タツノリ 鈴木 辰典
子ども健康部保育課 施設管理係長	フクイ ヒロシ 福井 宏
子ども健康部保育課 経営支援係長	ハンモト ダイスケ 橋本 大輔
子ども健康部保育課 保育利用係長	イマガワ タカヨ 今川 高世
子ども健康部子育て支援課長	ハンツメ トモヒロ 橋爪 共弘
子ども健康部子育て支援課主幹(兼)児童発達相談センター所長	サノ ヤヨイ 佐野 弥生
子ども健康部子育て支援課 主幹	サノ マサノリ 佐野 正典
子ども健康部子育て支援課 課長補佐	ハラダ カツヨシ 原田 克義
子ども健康部子育て支援課 課長補佐	ニシヤマ リカ 西山 里佳
子ども健康部子育て支援課 課長補佐(兼)子育て支援センター所長	マツオ ヒロミ 松尾 弘美
子ども健康部子育て支援課 課長補佐(兼)児童発達相談センター	オオタ ヨウコ 太田 陽子
子ども健康部子育て支援課 課長補佐(兼)児童発達相談センター	ノザキ ハルミ 野崎 春美
子ども健康部子育て支援課 子育て支援係長	トガリ キヨミ 戸莉 清美
子ども健康部子育て支援課 子ども家庭係長	ヤギ リツコ 八木 涼輔

子ども・子育て会議の所掌事務

1 豊川市子ども・子育て会議条例（抜粋）

第2条 子ども・子育て会議は、法第72条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。

2 子ども・子育て支援法（抜粋）

第72条 市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

- (1) 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、第31条第2項に規定する事項を処理すること。（＝市が特定教育・保育施設の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ意見を述べること。）
- (2) 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、第43条第2項に規定する事項を処理すること。（＝市が特定地域型保育事業の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ意見を述べること）
- (3) 市町村子ども・子育て支援事業計画に関し、第61条第7項に規定する事項を処理すること。（＝市が子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ意見を述べること。）
- (4) 当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。